

意見

平成 24 年 11 月 28 日

東京大学大学院経済学研究科教授
岩本 康志

本日は本務の都合で欠席のため、書面にて意見を提出いたします。

(1) 後期高齢者支援金の総報酬割について

現在の医療保険部会では、平成 24 年度までの措置を踏まえて、平成 25 年度以降の扱いを審議するものと理解しています。被用者保険での支援金としては、支援金に充てる保険料率がすべての制度で同じくなるように、全面総報酬割とするのが望ましいと考えております。

しかしながら、支援金も含めた高齢者医療制度全体の在り方が社会保障制度改革国民会議で検討されることとされていることから、平成 25 年度及び 26 年度は従前通り、1/3 総報酬割として、国民会議にて制度の在り方についての結論を得ることが妥当であると考えます。

支援金の協会けんぽへの国庫補助率の増額は、「歳出の大枠 71 兆円を遵守する」とされた予算編成のなかでは非常に困難と思われます。平成 25 年度及び 26 年度は従前の国庫補助率 16.4%の措置を前提とせざるを得ないと考えます。

(2) 70～74 歳の患者負担特例措置について

異なる意見のあるなかで現在、恒久的制度として意見集約された姿は法律に定める 2 割負担です。法律と予算は一体として政府の意思であり、予算措置で 1 割負担が継続している異例の状況は速やかに解消すべきです。この間、法改正で 1 割負担が実現されていないことに鑑み、恒久的制度として意見集約された法定の2 割負担に戻すことが、法律と予算の乖離を解消する正当な手続きであると考えます。